

中長期財政計画（改定版）

平成14年3月

福 井 県

目 次

はじめに	1
財政健全化に向けた取組み	
1 計画（平成12年2月策定）の概要	2
2 主な取組み状況	3
3 財源不足の改善状況	6
県財政の現状	
1 歳出と一般財源収入のギャップ	7
2 県債の発行状況	9
3 県債と基金の状況	11
4 財政指標の状況	12
5 バランスシートについて	14
6 厳しさを増す財政状況	16
中長期財政収支見通し	18
財政健全化に向けた基本的な考え方	22
財政健全化への具体的方策	
【内部努力の徹底】	
1 人件費の抑制	24
2 管理事務費等の削減	25
3 外郭団体等に対する財政支出の見直し	26
【施策の見直し】	
1 事務事業の見直し	27
2 補助金の整理合理化	27
3 他会計繰出金等の抑制	27

【投資的経費の抑制】

- 1 公共事業等の重点化 28
- 2 大規模施設整備等の見直し 28

【歳入の確保】

- 1 県税収入の確保 29
- 2 県有財産の有効活用 29
- 3 使用料・手数料の見直し 29
- 4 新たな自主財源の確保 30
- 5 その他の歳入確保 30

国への要望等

- 1 地方税制 31
- 2 地方交付税 31
- 3 地方債 31
- 4 国庫補助負担金 31

財源確保の目標 33

- 1 中期財政計画期間中の財源確保 33
- 2 長期的な財源確保に向けた取組み 33

おわりに 35

【用語説明】 36

はじめに

バブル経済崩壊後の長引く景気低迷により、国、地方を通じて深刻な財源不足に陥っており、非常に厳しい財政運営を余儀なくされています。

こうした中、本県では、平成 12 年 2 月に「福井県中長期財政計画」を策定し、財源不足の解消による財政の健全性の確保および多様化する県民ニーズに的確かつ柔軟に対応するための財政の弾力性の確保を基本方針に掲げ、県債発行を抑制し、その結果生じる財源不足に対して人件費の抑制等の内部努力の徹底をはじめ、事務事業の見直し、投資的経費の抑制に取り組み、計画を上回る成果を挙げてきました。

しかしながら、国において「聖域なき構造改革」の方針の下、公共事業の抑制や地方交付税制度の見直し等が進められていることに加え、一段の景気低迷により税収の大幅な落込みが懸念されており、本県を取り巻く財政環境は、かつて経験したことのない厳しい状況に直面しています。

このため、計画では、平成 12 年度から平成 14 年度までの 3 年間に中期財政計画期間と位置付けており、あと 1 年間を残しているわけですが、県財政を取り巻く環境が一層厳しさを増している現状を踏まえて、中長期財政計画の見直しを行い、これまで以上に財源不足対策を強化し、財政の健全性・弾力性の確保に向けて積極的に取り組んでいくこととしました。

新長期構想の基本目標である「生活満足度日本一・地球時代に光り輝く福井県」を実現し、21 世紀において本県がさらに発展していくためには、第 2 次中期事業実施計画に基づいて各種の施策を着実に実施し、新たな時代の要請に応えていかなければなりません。そのためにも、足腰の強い健全な財政基盤の確立は非常に重要な課題です。

この計画は、今後の本県財政運営の基本的な方針やそれに向けての取組み方策を示したものであり、県民の方々や県議会をはじめ、市町村、関係団体等の御理解と御協力を得ながら、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えています。

県民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

2 主な取組み状況

- ・ 中長期財政計画に基づき、平成 12 年度および平成 13 年度予算において、歳入歳出両面にわたって徹底した見直しを行い、財政健全化に取り組んできた。
- ・ 歳入については、計画に基づき県債の発行を抑制するとともに、県税収入の確保、未利用県有地の売却、使用料・手数料の見直しなどに取り組むことにより、自主財源の確保に最大限努めてきた。
- ・ 歳出については、新行政改革大綱に基づく定員の削減や 55 歳昇給停止制度の導入等による人件費の抑制をはじめ、政策評価システムの導入による事務事業の見直し、公共事業費の抑制や新規の大規模施設整備の凍結などに取り組んできた。

【平成 12 年度、平成 13 年度に講じた主な取組み】

歳入の確保

税収入の確保

- ・ 核燃料税の税率の見直し（7% 10%）

県有財産の有効活用

- ・ 利用計画のない県有地の売払

使用料・手数料の見直し

- ・ 受益者負担の適正化の観点から使用料・手数料を見直し

歳出の削減

人件費の抑制

- ・ 一般行政部門で平成 22 年度までに概ね 10%の定員削減に向けた定員管理
- ・ 55 歳昇給停止制度の導入（平成 12 年度～）

管理事務費等の削減

- ・ 経常的経費の削減
- ・ 県関係団体への運営補助金の縮減

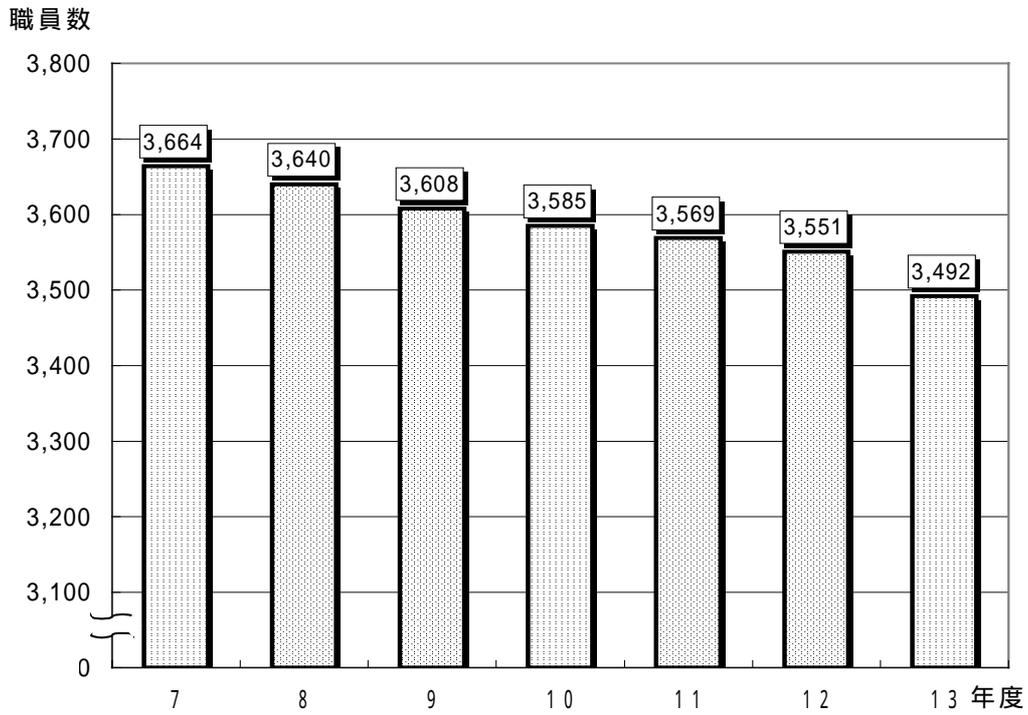
施策の見直し

- ・ 事務事業カルテ（政策評価システム）に基づく事務事業の見直し
- ・ 部局横断型特別枠予算の設定による行政課題への積極的対応

投資的経費の抑制

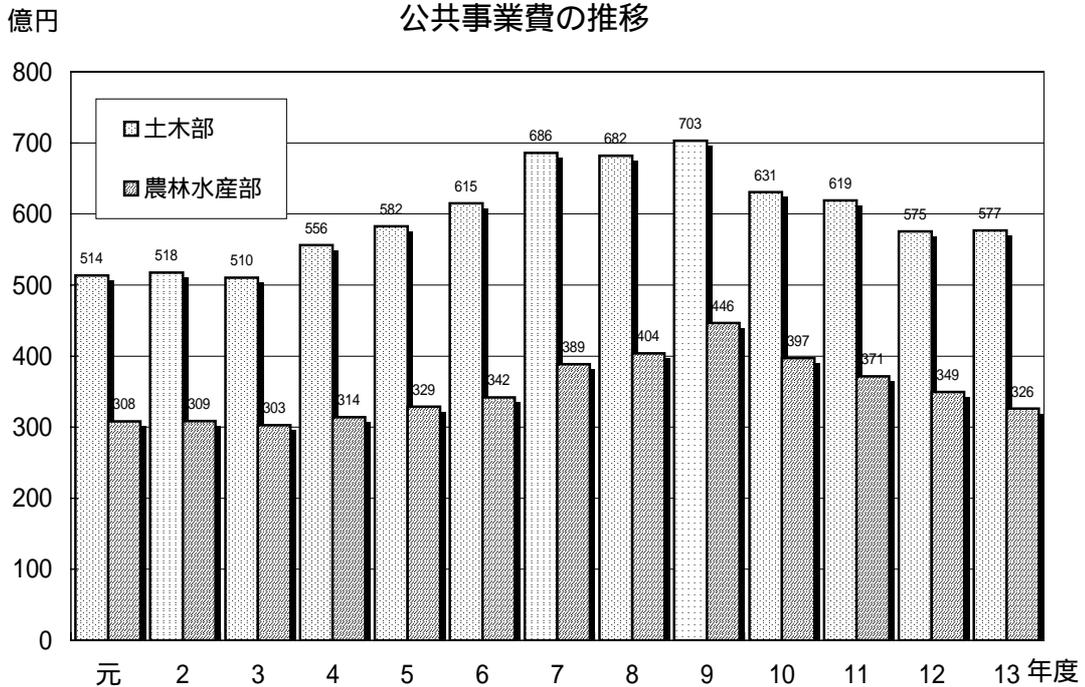
- ・ 公共事業の重点化（国庫補助事業、県単独事業の縮減）
- ・ 新規の大規模施設整備の凍結

一般行政部門の職員数の推移

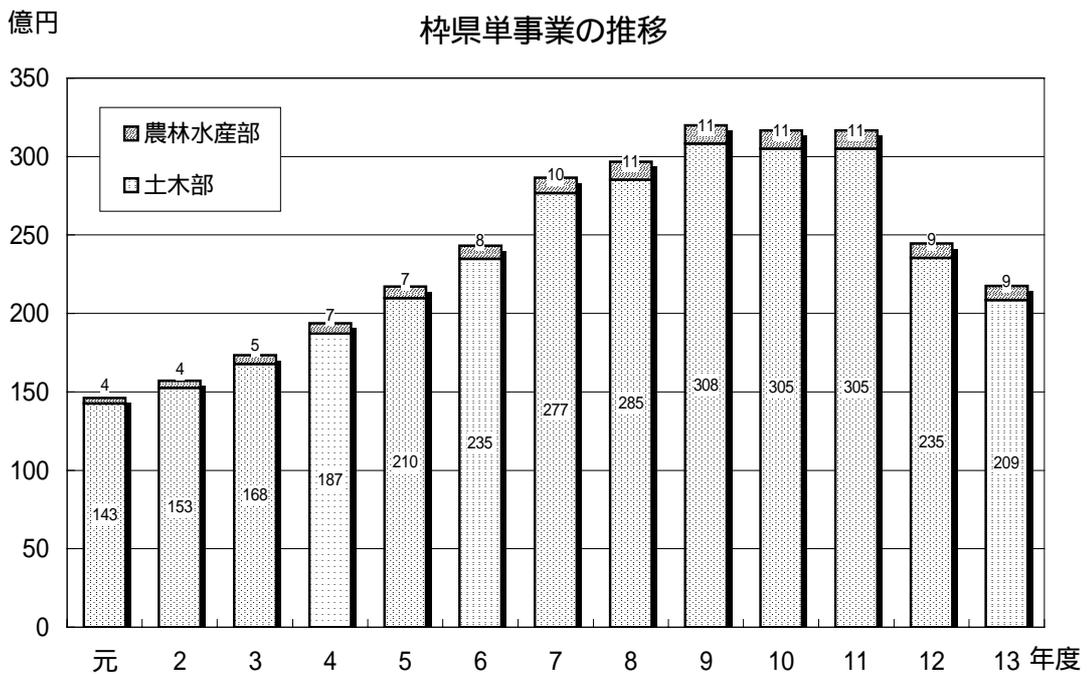


注 一般行政部門とは、議会議務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門（教育、公安を除く各種行政委員会を含む）の総称である。

公共事業(補助・県単独)の推移



注1 事業費は当初予算ベース。ただし、平成3、7、11年度は6月補正後の額である。
 注2 土木部事業には地方道路整備臨時交付金事業が含まれている。



注1 事業費は当初予算ベース。ただし、平成3、7、11年度は6月補正後の額である。
 注2 土木部事業には地方特定事業が含まれている。

3 財源不足の改善状況

- ・ 中長期財政計画に基づき、歳入歳出両面からの対策を講じることにより、財源不足額の圧縮に取り組んできた。
- ・ その結果、計画による平成 13 年度末の基金残高 242 億円に対して、平成 13 年度決算見込みで 453 億円となっており、2 年間で 200 億円を超える財源不足額の縮減を行うことができた。
- ・ しかしながら、国における構造改革に伴う公共事業や地方交付税の抑制に加え、一段の景気低迷による税収の落込みが予想されており、一層の財政健全化に向けた取組みが求められている。

【財源不足の改善状況】

[計 画]		(単 位 : 億 円)			
	11 年 度	12 年 度	13 年 度	14 年 度	
取組み実施後の財源不足額	-	106	116	117	
財源として活用可能な基金の年度末残高	464	358	242	125	

↓

[実 績]		(単 位 : 億 円)			
	11 年 度	12 年 度	13 年 度 (決算見込み)	14 年 度	
取組み実施後の財源不足額	-	0	11	-	
財源として活用可能な基金の年度末残高	464	464	453	-	

↓

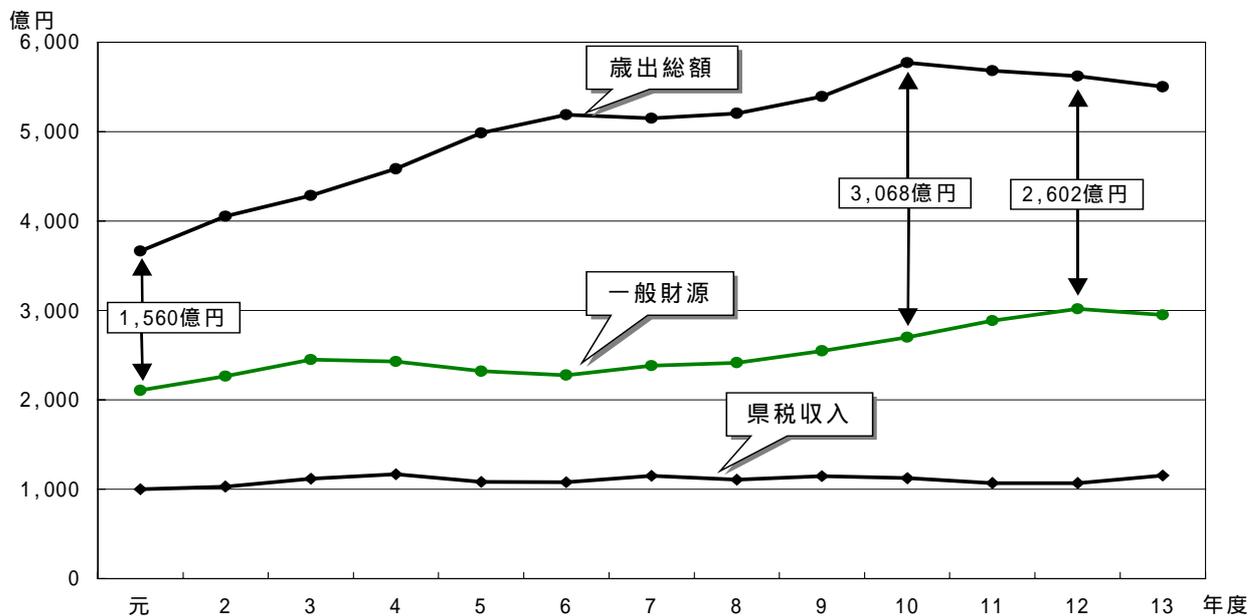
収支改善額 211億円

県財政の現状

1 歳出と一般財源収入のギャップ

- ・ バブル経済崩壊後の長引く景気低迷のため、県税はほぼ横ばいの状況にあり、それを補う地方交付税も伸び悩んでいる。
- ・ 一方、歳出総額は、社会経済情勢の変化や平成4年度以降の数次にわたる経済対策の実施などにより、投資的経費が増大するほか、過去に発行した県債の償還金が増加しており、歳出と一般財源収入のギャップが大きくなっている。
- ・ そのギャップは、平成元年度には1,560億円であったものが、平成10年度には3,068億円にまで拡大し、約2倍となった。
- ・ 平成12年度については、中長期財政計画に基づく歳出削減等の取組みにより縮小したが、今後の税収や地方交付税については極めて不透明であり、そのギャップの解消が依然として大きな課題となっている。

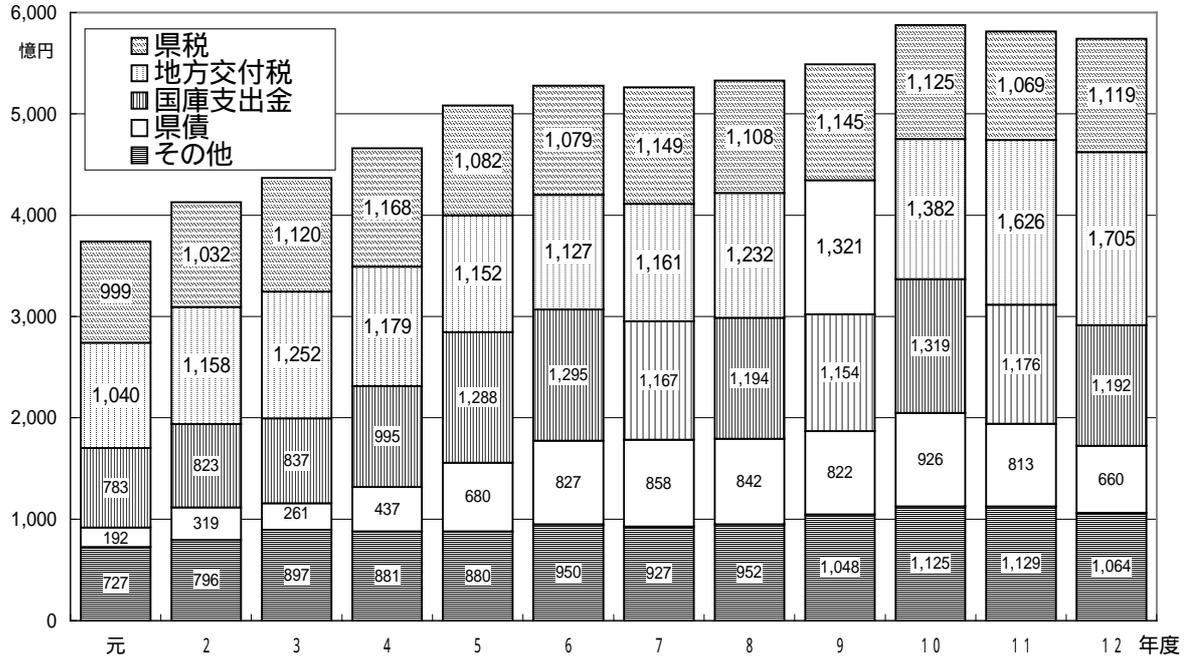
歳出と一般財源収入のギャップ



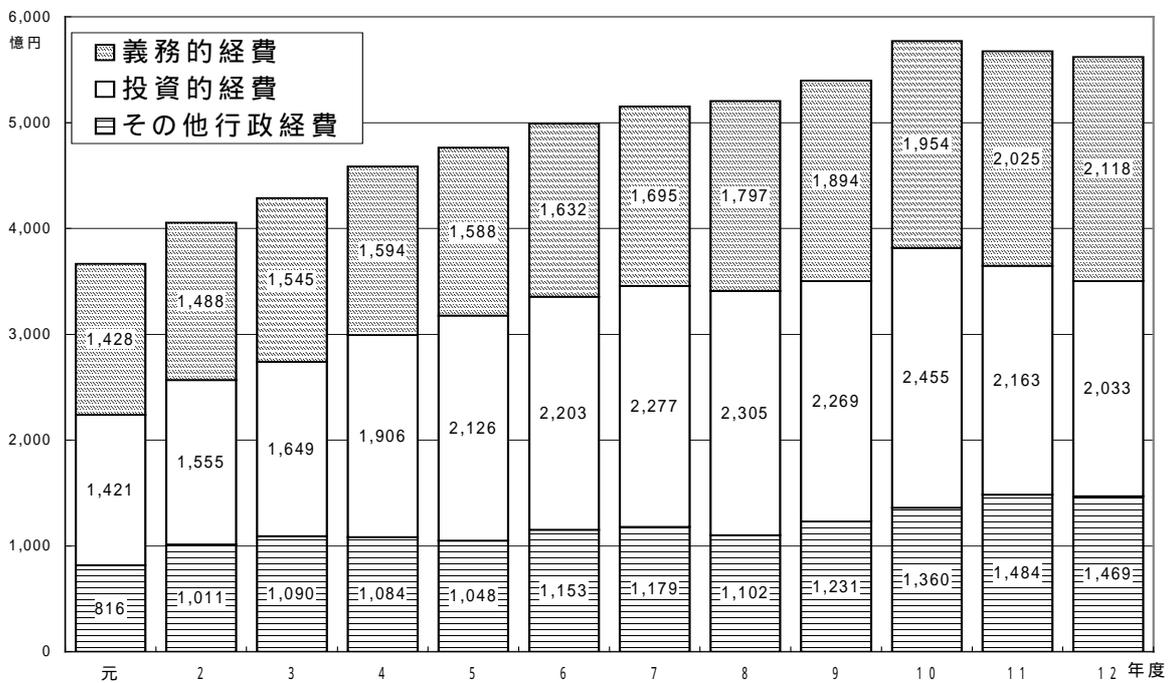
注1 12年度までは決算、13年度は12月現計予算である。

注2 「一般財源」は、地方税、地方譲与税、地方交付税、交通安全対策特別交付金及び9年度からは地方消費税清算金の計である。なお、13年度の一般財源は、地方交付税から振替となった臨時財政対策債分を加えたものである。

性質別歳入決算の推移



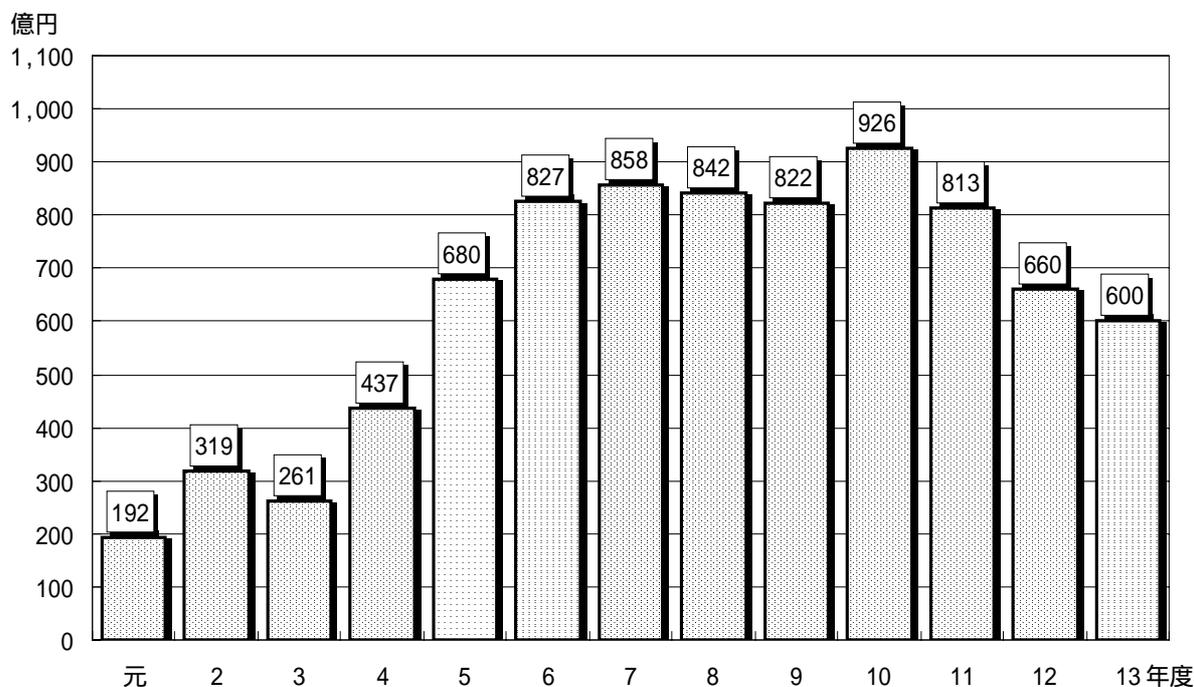
性質別歳出決算の推移



2 県債の発行状況

- ・ 経済対策の実施等による歳出増加と一般財源収入のギャップを埋めるため、多額の県債を発行してきた。特に、平成4年度以降、経済対策の実施に呼応して発行額が急増し、平成6年度から平成11年度においては、800億円以上の発行を余儀なくされた。
- ・ 平成12年度は中長期財政計画に基づき、発行額の抑制を図ったことから、660億円と減少している。
- ・ また、県債の適正な発行額の一つの目安となるプライマリーバランスを見てみると、平成4年度以降赤字に転じているが、平成12年度からは県債発行の抑制により、黒字に転じている。
- ・ しかしながら、平成13年度の地方交付税制度の見直しにより、地方交付税の一部が臨時財政対策債に振り替えられたほか、今後の県税収入や地方交付税が不透明なことから、その増加が懸念される。

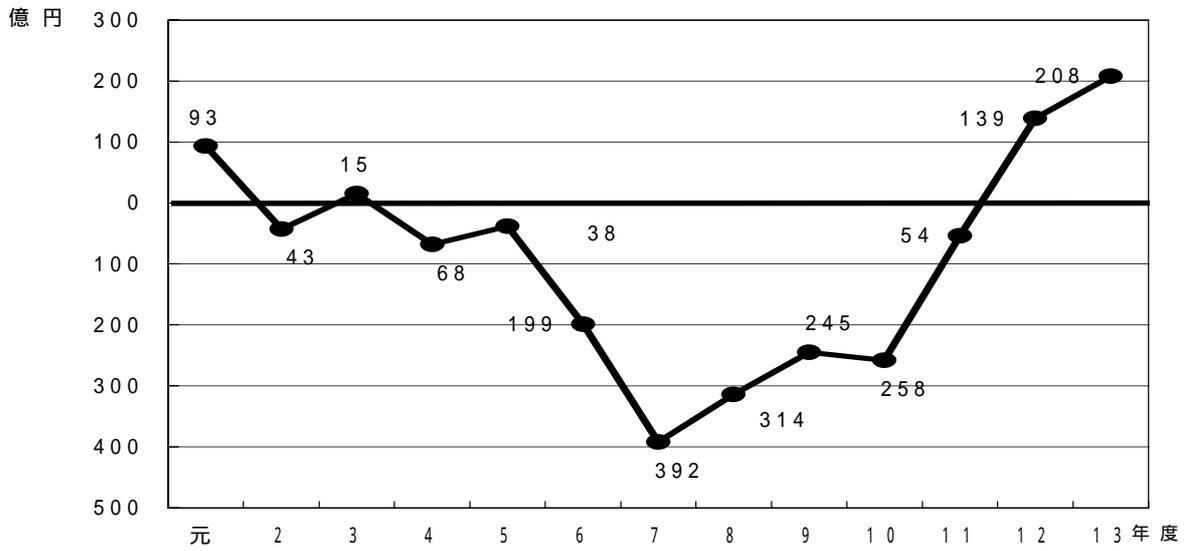
県債発行額の推移



注1 平成12年度までは決算、13年度は12月現計予算である。なお、13年度は臨時財政対策債98億円を含む。

注2 発行額はNTT債を除くものである。

プライマリーバランスの推移



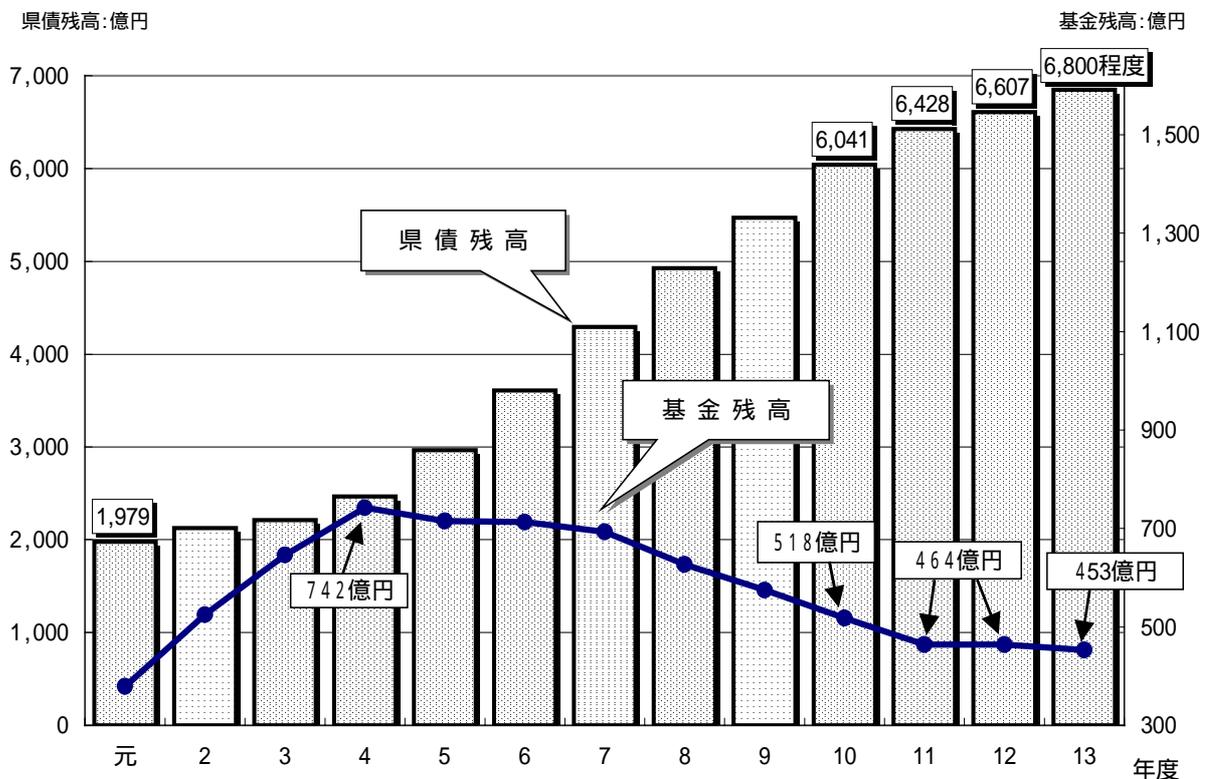
注1 プライマリーバランス (Primary Balance) とは、公債費の元利払いを除いた歳出 (一般歳出等) と、公債発行収入を除いた歳入 (税収等) についての財政収支 (公債費関連を除いた基礎的財政収支) である。

注2 平成12年度までは決算、平成13年度は12月現計予算で、臨時財政対策債を除いた額である。

3 県債と基金の状況

- 多額の県債発行により、平成元年度まで1,000億円台で推移していた県債残高は、平成12年度末で6,607億円と急増しており、平成9年度以降、一般会計当初予算規模を上回る状況が続いている。今後の公債費負担の増加を考えると、県債に依存した財政運営は困難な状況となっている。
- また、財源として活用可能な基金についても、平成4年度末には742億円であったが、以降財源不足の解消のために取崩しを行ってきたため、平成11年度末では464億円にまで減少している。
- 中長期財政計画による歳出削減等により、平成12年度末は前年度同額を確保したが、平成13年度末には453億円に減少する見込みであり、今後の公債費の増加や一般財源収入の伸び悩みを考慮すると、依然として厳しい状況が続いている。

財源として活用可能な基金残高と県債残高の推移



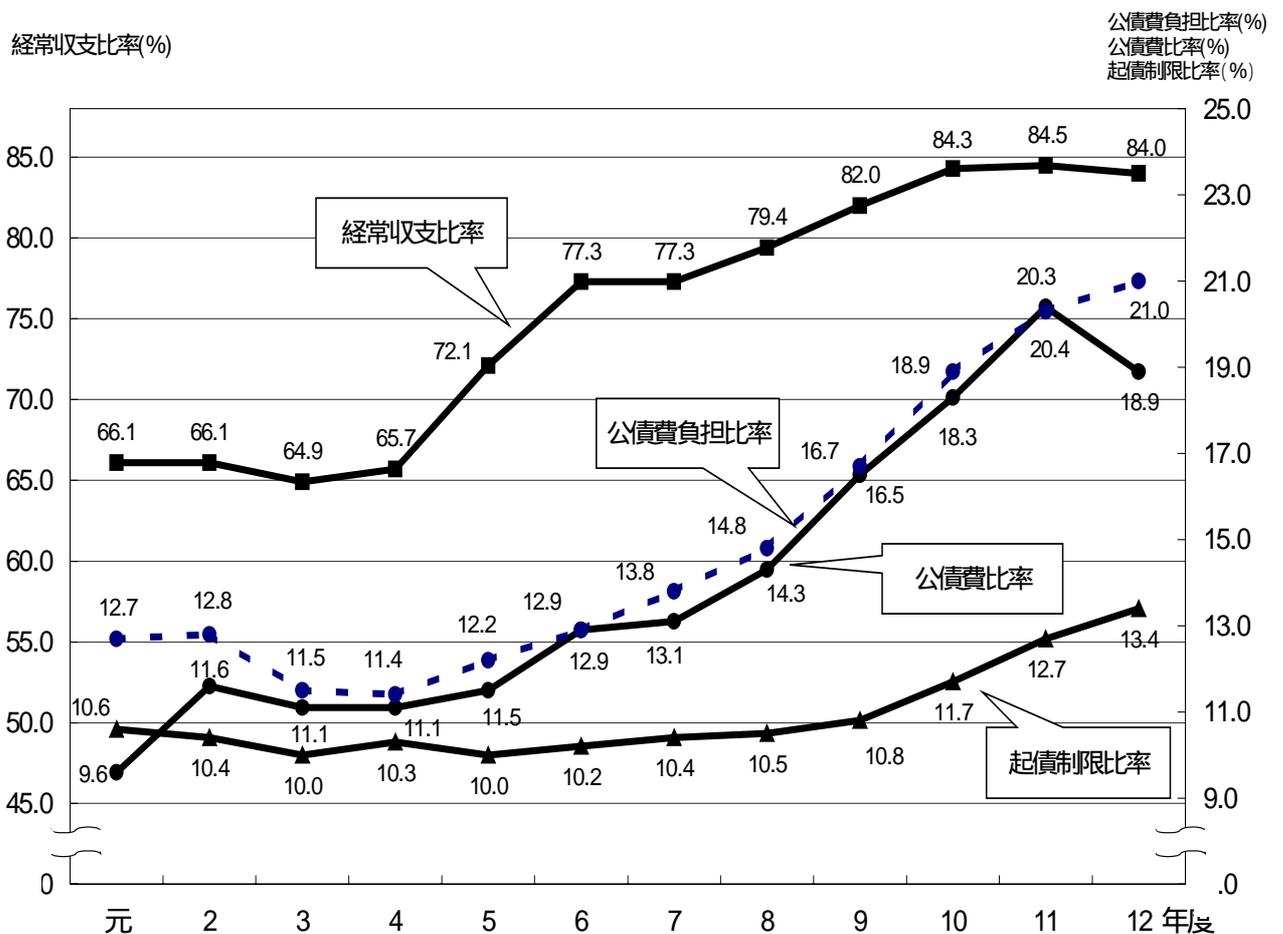
注1 平成12年度までは決算、平成13年度は決算見込である。

注2 財源として活用可能な基金残高は、財政調整基金・県債管理基金・地域振興基金（除く嶺南鉄道）の合計額である。

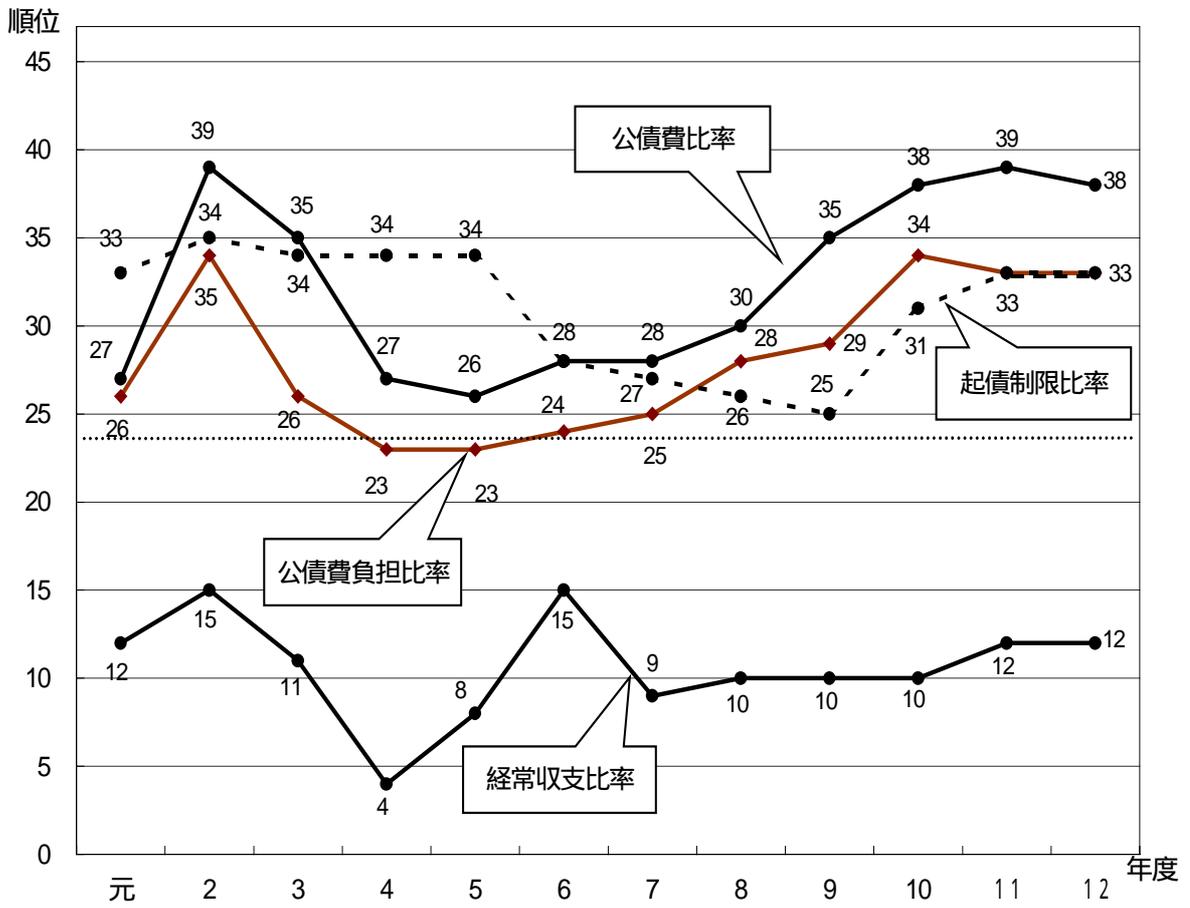
4 財政指標の状況

- ・ 財政の健全性や弾力性を測る指標として、経常収支比率等の財政指標がある。経常収支比率については、公債費の増加により、平成9年度に警戒ラインの80%を超え、平成12年度では84.0%となっている。
- ・ また、公債費負担比率、公債費比率、起債制限比率については、過去に発行した県債償還のための公債費が増加しているため、年々悪化する傾向にある。
- ・ 中長期財政計画に基づき歳出の削減や県債発行の抑制に努めているが、これらの財政指標にみるように、歳出に占める義務的な経費の割合が高く、財政構造の硬直化が進んでおり、時代の要請や県民ニーズに対応した弾力的な施策の展開が難しくなっているのが現状である。

財政関係指標の推移



主要財政指標の全国順位

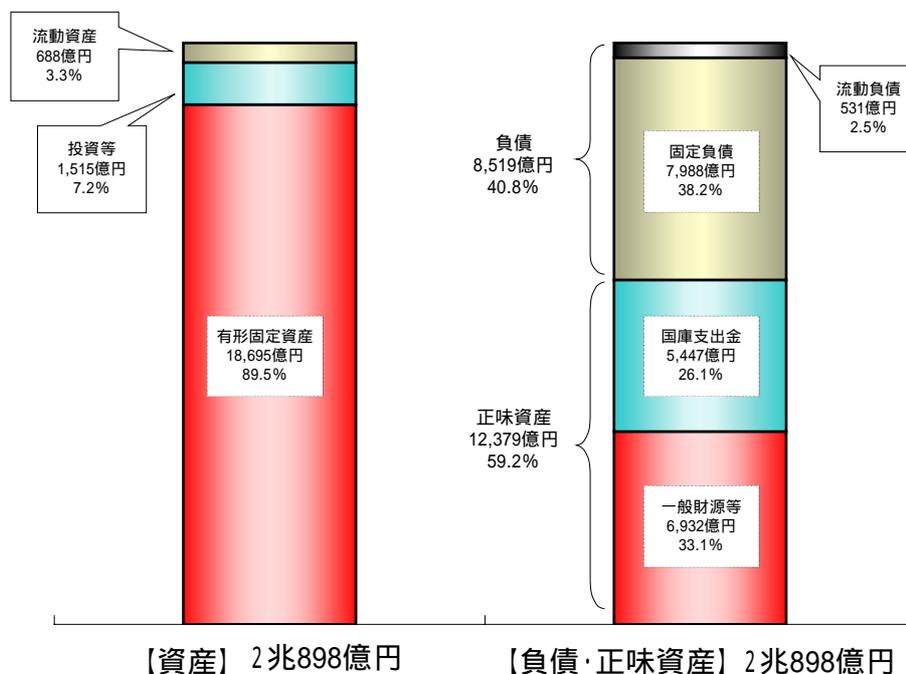


注 順位は財政健全度の高いものからである。

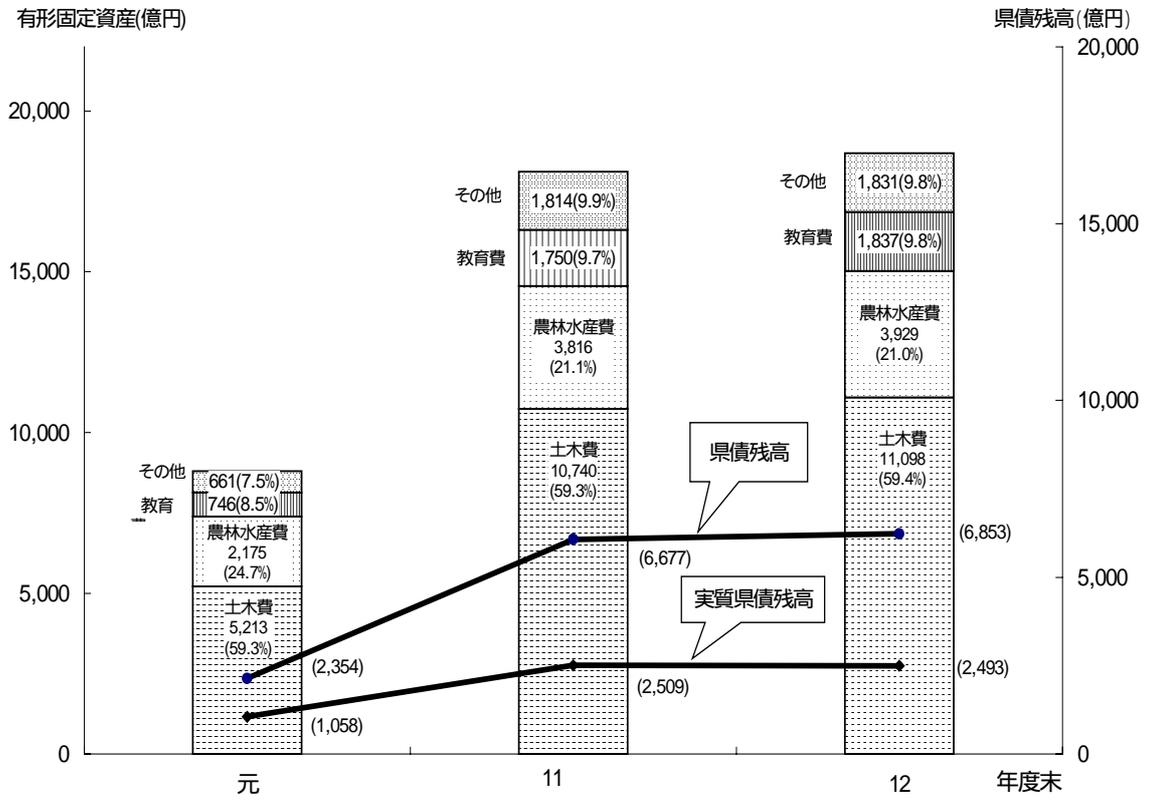
5 バランスシートについて

- ・ 総務省が示した基準により作成したバランスシートによると、平成 12 年度末現在で本県の資産総額は 2 兆 898 億円となっており、このうち、道路や施設等の社会資本整備にかかる有形固定資産が 1 兆 8,695 億円と約 90%を占めている。
- ・ 一方、資産形成に充てられた財源を見ると、県債や退職給与引当金等の負債が 8,519 億円(約 40%)、国庫支出金や県税などを累計した正味資産が 1 兆 2,379 億円(約 60%)となっている。
- ・ 有形固定資産について、経年比較してみると、平成 12 年度末で平成元年度末に対し 2.13 倍になっているのに対し、県債残高は 2.91 倍(地方交付税で措置される分を除いた実質的な県債残高では 2.36 倍)となっており、県債に依存した資産形成が行われてきたことがわかる。
- ・ しかし、平成 11 年度末と平成 12 年度末で比較すると、実質県債残高は若干減少しており、中長期財政計画に基づく起債抑制の成果が現れている。

平成 12 年度末現在のバランスシート



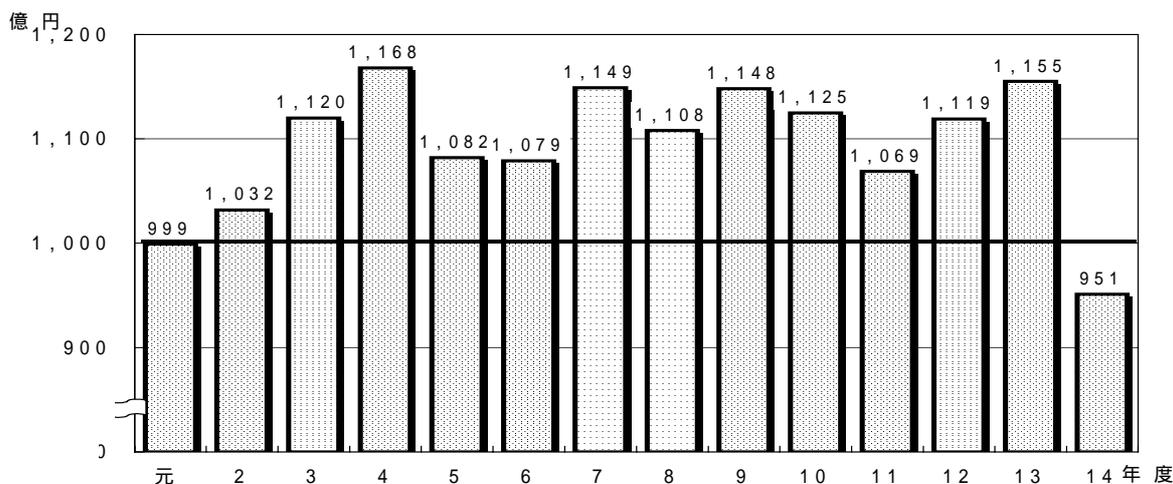
有形固定資産と県債残高の経年変化



6 厳しさを増す財政状況

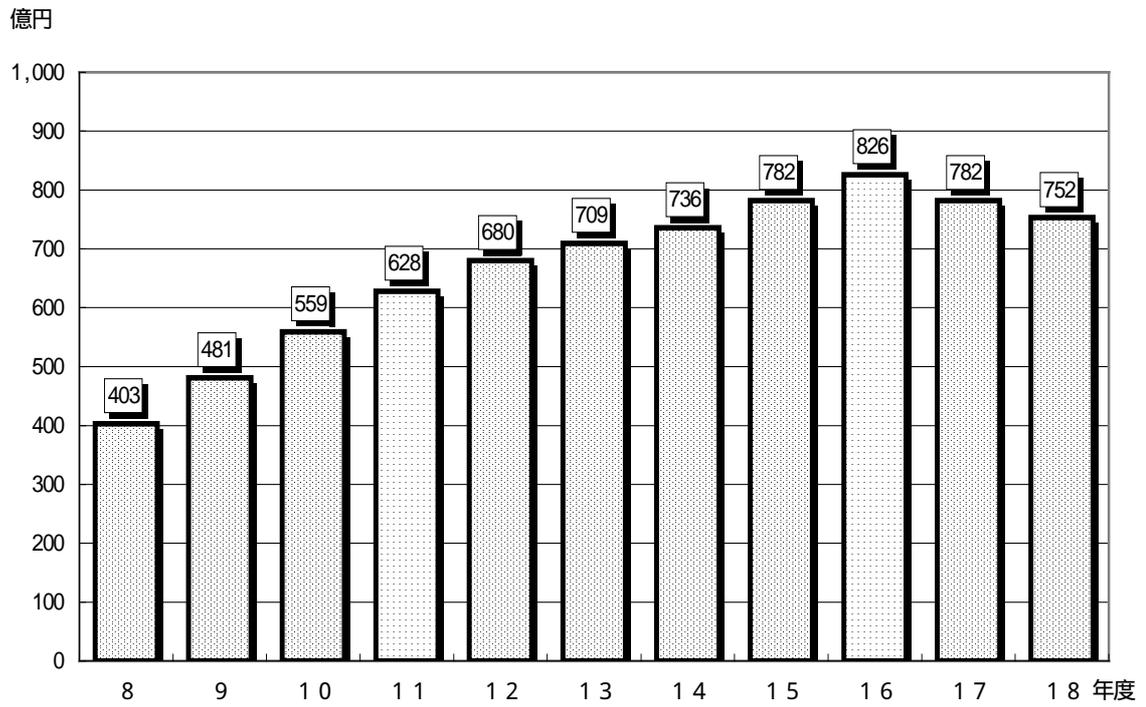
- ・ 本県の財政状況は、中長期財政計画に基づく取組みの実施により、計画を上回る改善が図られているものの、今後は歳入・歳出の両面で厳しい状況が予想される。
- ・ 歳入面では、昨今の景気低迷により、平成2年度以来1,000億円を超えていた県税収入が、平成14年度には951億円となる見込みであり、また、それを補う地方交付税についても、国の構造改革により総額が抑制されるなど、かつてないほどの厳しい状況となっている。
- ・ 一方、歳出面では、過去に大量発行した県債が償還時期を迎えるため公債費が急増し、平成16年度には826億円に達することが見込まれる。加えて、平成14年度の地方交付税にかかる事業費補正の見直しにより、今後発行する県債の元利償還金に対する交付税措置率が引き下げられ、厳しさに拍車をかける格好となっている。
- ・ このほか、高齢化の急速な進展により高齢者福祉関係経費の増加が確実視されるとともに、IT革命に対応するための電子県庁の構築をはじめとする各種情報化経費の増加、「環境立県」に向けた廃棄物対策等の環境関係経費の増加などが見込まれる。さらに、京福越前線の存続のため、多額の財政支援が今後必要となっている。
- ・ このように極めて厳しい財政状況に直面しており、中期財政計画期間（平成12年度～平成14年度）を1年間残しているが、早急に計画の見直しを行い、さらに強力な財政健全化策に取り組んでいく必要がある。

県税収入の推移および見込み



注 平成12年度までは決算、平成13年度は12月現計予算、平成14年度は見込みである。

県債償還額の推移および見通し



注 平成12年度までは決算、平成13年度以降は試算である。

中長期財政収支見通し

1 収支見通しの前提

- この収支見通しの試算は、平成 12 年 2 月に策定した中長期財政計画に基づく収支見通しの考え方を基に、平成 13 年度年間予算額までの実績を加味し、最近の県財政を取り巻く諸情勢の変化をできる限り反映させたものである。
- 見通しに当たっては、国の経済見通し等の指標や本県の過去の実績、現在予定されている事業の積上げなど、一定の仮定の下で、今後 3 年間（平成 14 年度～平成 16 年度）の中期財政収支および平成 22 年度（新長期構想の計画期間）までの長期財政収支を見通した。
- なお、この試算は、平成 14 年 2 月現在の財政制度を前提としたもので、今後の地方財政対策や更なる財政健全化対策の実施は考慮していない。

【資料】 中長期財政見通しの試算条件（21 ページ参照）

2 収支見通しの概要

- 中期財政収支の見通しでは、特に歳入面で県税収入の落込みが見込まれ、その後も現下の経済情勢等から県税、地方交付税の大幅な伸びが期待できないため、平成 14 年度～平成 16 年度の 3 年間で 1,000 億円を超える財源不足が見込まれる。これまでの計画では、各種の財政健全化策を講じても平成 14 年度において 117 億円の財源不足が生じるとしていたが、今回の試算では、財源不足が 334 億円と 200 億円あまり拡大する見込みであり、極めて厳しい状況となっている。
- 平成 17 年度以降についても、年間 280 億円から 300 億円程度の財源不足が発生する見込みである。

（単位：億円）

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	14～16 年度 合 計
歳 入	5,100	5,143	5,199	15,442
歳 出	5,434	5,496	5,545	16,475
財源不足	334	353	346	1,033

詳細については、「中長期財政収支見通し」参照（20 ページ参照）

3 財政指標等の状況

- ・ 財政の健全性、弾力性を示す指標である経常収支比率は、平成 14 年度で 90%を超え、起債制限比率については、公債費の償還額の増加とともに平成 17 年度まで上昇し、その後も高水準で推移する見込みとなっている。

(単位：%)

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 22 年度
経常収支比率	90.4	91.1	90.9	88.5
起債制限比率	14.0	14.6	15.6	14.7

(注) 経常収支比率および起債制限比率については、平成 13 年度から創設された臨時財政対策債が地方交付税の一部振替によるものであるため、指標値算定に当たっては地方交付税とみなして計算している。

詳細については、「中長期財政収支見通し」参照(20 ページ参照)

4 財政健全化に向けた更なる取組みの必要性

- ・ 県税収入をはじめとする歳入面での減少により多額の財源不足が見込まれる中、財政の健全化を図っていくためには、これまでの財政健全化の取組みに加えた更なる積極的な取組みが不可欠である。

中長期財政収支見通し（平成14年度～平成22年度）

（単位：億円）

年 度		14年度	15年度	16年度	合 計
歳 入	県 税 等	1,131	1,131	1,159	3,421
	地方交付税等	1,477	1,448	1,476	4,401
	国庫支出金	1,078	1,087	1,087	3,252
	県 債	718	773	773	2,264
	うち、臨時財政対策債	218	273	273	764
	そ の 他	696	704	704	2,104
	歳 入 合 計（A）	5,100	5,143	5,199	15,442
歳 出	義務的経費	2,321	2,361	2,404	7,086
	うち、人件費	1,255	1,262	1,268	3,785
	うち、公債費	736	782	826	2,344
	投資的経費	1,811	1,833	1,833	5,477
	その他経費	1,302	1,302	1,308	3,912
	うち、税収関連交付金	231	231	237	699
	歳 出 合 計（B）	5,434	5,496	5,545	16,475
財源不足額（A - B）	334	353	346	1,033	

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
1,188	1,218	1,249	1,280	1,312	1,345
1,454	1,430	1,409	1,400	1,414	1,427
1,087	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087
773	773	773	773	773	773
273	273	273	273	273	273
704	704	704	704	704	704
5,206	5,212	5,222	5,244	5,290	5,336
2,337	2,346	2,356	2,375	2,399	2,449
1,274	1,281	1,287	1,293	1,300	1,306
782	752	724	714	747	779
1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833
1,314	1,320	1,326	1,333	1,339	1,346
243	249	255	261	268	275
5,484	5,499	5,515	5,541	5,571	5,628
278	287	293	297	281	292

経常収支比率（％）	90.4	91.1	90.9	-
-----------	------	------	------	---

88.6	89.4	88.3	88.1	87.7	88.5
------	------	------	------	------	------

起債制限比率（％）	14.0	14.6	15.6	-
-----------	------	------	------	---

15.7	15.4	14.6	14.2	14.1	14.7
------	------	------	------	------	------

中長期財政収支見通しの試算条件

平成 12 年 2 月に策定した中長期財政計画に基づき財政健全化への取組みを実施した後の収支見通しをベースに、平成 12 年度の実績および平成 13 年度年間予算額を加味し、国の経済見通しを参考にするなど、次の一定の仮定の下に試算した。

歳 入	県税、地方消費税清算金等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年度は当初予算税収見込み ・平成 15 年度は伸び率 0.0% で試算。平成 16 年度以降は伸び率 2.5% で試算 ・伸び率は、政府の「構造改革と経済財政の中期展望」(平成 14 年 1 月閣議) で公表された経済成長率を参考とした。 〔平成 14～15 年度 0.0%、平成 16～18 年度 2.5%〕
	地方交付税等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税は伸び率 0.0% ・地方交付税の公債費算入額は別途試算 ・地方特例交付金は平成 15 年度伸び率 0.0%、平成 16 年度以降伸び率 2.5% で試算
	国庫支出金	<ul style="list-style-type: none"> ・公共関係は歳出連動 ・大規模施設等は歳出連動 ・その他は伸び率 0.0%
	県債	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模施設整備等は歳出連動 ・臨時財政対策債は別途試算 ・その他は伸び率 0.0%
	その他の収入	<ul style="list-style-type: none"> ・公共、県単独関係負担金は歳出連動 ・その他は伸び率 0.0%
歳 出	義務的経費	
	人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・伸び率 0.5% (地方財政計画給与改定率。ただし、平成 14 年度は伸び率 0.0%) ・退職手当は別途試算
	扶助費	<ul style="list-style-type: none"> ・伸び率 1.0%
	公債費	<ul style="list-style-type: none"> ・既発行債は償還計画により積上げ ・その他の新規発行分は次の条件による 〔政府資金：縁故資金 = 1：1〕
	投資的経費	
	公共関係	<ul style="list-style-type: none"> ・伸び率 0.0%
	県単独関係	<ul style="list-style-type: none"> ・伸び率 0.0%
	大規模施設等関係	<ul style="list-style-type: none"> ・14 年度は現計画額 ・15 年度以降は毎年 200 億円で試算
	災害関係	<ul style="list-style-type: none"> ・現年災枠として定額 30 億円
	その他の投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・伸び率 0.0%
	その他の歳出	
諸支出金	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入(県税)に連動 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・伸び率 0.0% 	

財政健全化に向けた基本的な考え方

1 財政健全化の基本方針

- (1) 中長期財政見通しにおいて予想される財源不足を解消し、県財政の継続的な健全性を確保する。
- (2) 社会経済情勢の変化、多様化する県民ニーズ等に的確に対応するため、財政の弾力性を確保する。

2 計画期間

- ・ 平成 14 年度から平成 22 年度とする。
- ・ ただし、平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 年間を中期財政計画期間とする。

3 財政指標等の目標設定

- ・ 財政健全化に向け、発生が予想される財源不足を解消しながら、平成 22 年度において次の財政目標の達成を目標とする。

項目	目標
財政調整基金	標準財政規模の 5 % 以上の額を確保
経常収支比率	90% 以下
起債制限比率	15% 以下 (期間中 16% を超えないように県債抑制)
起債依存度	10% 以下

(注) 経常収支比率、起債制限比率および起債依存度については、平成 13 年度から創設された臨時財政対策債が地方交付税の一部振替によるものであるため、この目標指標値の算定に当たっては、平成 12 年度と同様に地方交付税と見なして算定することとする。

4 取組みに当たっての基本的指針

- (1) 内部努力の更なる徹底により、スリムで効率的な執行体制を確立する。
- (2) 県財政の関与すべき分野や守備範囲を見直し、民間または国および市町村との役割分担の明確化を図る。
- (3) 新しい課題への対応を図るため、社会経済情勢、県民ニーズ、費用対効果、民間活力の導入などの視点から、聖域なしに施策の選択、再構築を行う。

5 具体的取組みの進め方

- (1) 財政健全化に向けた具体的取組みについては、中期的視点からの対策を中心に、長期的視点からの対策も視野に入れて取り組むとともに、新行政改革大綱(改定版)第2次中期事業実施計画等との整合性を図りながら、一層の取組みを進める。
- (2) 中長期財政見通しについては、財政健全化方策の実施、景気動向、国の予算、地方財政対策等を踏まえ、適時適切に見直していく。
- (3) 毎年度の予算編成については、中長期財政計画の基本的考え方や具体的な対策の成果等を踏まえるとともに、国の予算編成方針、地方財政計画等の動向を十分考慮し編成する。

財政健全化への具体的方策

【内部努力の徹底】

最小のコストで最大の行政効果が発揮できるよう、人件費、管理事務費などについて、なお一層の効率化・合理化を図るとともに、可能な限り行政コストを削減することにより、県自らの内部努力を徹底する。

1 人件費の抑制

(1) 定員の削減

- ・ 県行政の責任領域の見直し等による事務事業のスクラップやアウトソーシング(外部委託)の積極的な推進、内部管理業務の一元化等を進めるとともに、新たに再任用制度を導入することにより、一般行政部門において平成 10 年度から平成 22 年度までに、再任用職員以外の職員を概ね 10%以上削減する。
- ・ 再任用職員については、配置により軽減された再任用職員以外の職員の業務量に見合う定員として、上記目標との整合性を図りながら別途管理する。
- ・ 一般行政部門以外についても、組織のスリム化や弾力的な職員配置、事務事業の見直し等により、定員管理の適正化に努める。
- ・ 教職員については、児童・生徒数の減少および国の定数改善計画との整合性を図りながら、県単独で措置している教員も含めて一層適正な定数管理に努める。
- ・ 警察職員については、政令定数を基本に、業務見直しによる職員の効率的配置を図り、適正な定数管理に努める。

(2) 給与関係費の抑制

- ・ 人事委員会勧告を基本的に尊重しながら、経営合理化を進めている民間企業の動向や厳しい県財政の状況を踏まえ、給与等の適正化に努める。
- ・ 平成 12 年度から導入した 55 歳昇給停止制度に基づき、高齢職員の給与の適正化を図る。

- ・ 早期希望退職制度の導入により、職員の進路選択を支援するとともに、退職手当の平準化などの財政負担の軽減、定員削減の実効性の確保を図る。
- ・ 事務事業の見直し、効率的な業務執行の推進等により、超過勤務手当の縮減を図る。

2 管理事務費等の削減

(1) 事務経費の削減

- ・ 旅費、食糧費等の事務経費については、これまでも厳しい削減を行ってきており、より効率的な執行体制の確立などを進め、なお一層の削減を図る。
- ・ IT化の進展や電子県庁の構築等を踏まえ、定期刊行物等の購入の必要性を吟味するとともに、県が発行する印刷物についても、県のホームページの活用を図るほか、ペーパーレス化、両面コピーの徹底等により、経費の節減を図る。
- ・ 新たなシステム開発に当たっては、多額のランニングコストが固定経費化する懸念があるため、県民ニーズや費用対効果を十分検証した上で、その導入を図る。
- ・ 臨時職員については、臨時的、季節的、突発的業務への対応を基本として、必要性や業務内容を精査し、その抑制を図る。
- ・ 環境に配慮した低公害車の導入を促進することにより、燃料使用量の節減を図る。

(2) 施設の維持管理費の縮減

- ・ 施設の維持管理経費については、管理方法、委託方法等を見直すとともに、ISO 14001の認証取得に伴う省エネ・省資源の推進により、光熱水費の一層の節減を行う。
- ・ 施設の老朽化等に伴う維持補修費については、施設の機能を適切に維持する観点から、緊急度を勘案しつつ、必要最小限の範囲で行う。

3 外郭団体等に対する財政支出の見直し

- ・ 平成 13 年度に策定した「外郭団体等の経営健全指針」に基づき、団体自らの経営改善による自立化を促進する。
- ・ 団体の設立目的と現状を比較検証し存続の必要性等を検討するとともに、経営状況の実態や改善策の効果等を踏まえて、整理合理化を推進する。なお、上記指針に規定する 25 団体を平成 22 年度までに 20 程度にすることを目標に統廃合等を促進する。
- ・ 「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を踏まえ、外郭団体等に対する県職員の派遣のあり方を検討し、平成 10 年度から平成 22 年度までを目途に派遣職員数を 2 割削減する。
- ・ 団体に対する補助金・貸付金等については、県事業との重複を避け役割分担の明確化を図るとともに、団体自らの歳出削減により、その抑制を図る。
- ・ 特に、運営費補助を行っている団体については、事務経費等の徹底した節減をはじめ、組織のスリム化、弾力的な職員配置、事業の見直し等を積極的に行い、経営の自立化・健全化を図るよう指導するとともに、そのインセンティブが働くよう財政支援のあり方についても見直しを図る。
- ・ 管理運営を団体に委託している施設について、市町村・民間への移譲が可能な場合には移譲を推進するとともに、県自ら管理している施設も含めて利用料金制度の導入を促進する。

【施策の見直し】

これまでの慣例にとらわれることなく、県が関与すべき分野や守備範囲、市町村や民間等との役割分担など、県行政の責任領域を見直すとともに、政策評価システムを活用して各種事務事業をその必要性まで立ち戻って見直し、新長期構想に掲げる県の重要政策課題へ積極的な対応を図るなど、県民の視点に立って真に必要なものを選択して実施していく。

1 事務事業の見直し

- ・ 事務事業評価システムにより、個々の事務事業について活動指標、成果指標により必要性、効率性、有効性等を客観的に評価し、事務事業のゼロベースからの再構築を行うとともに、施策の優先度、緊急度を見極め、重点化や部局連携等による効率化を図る。
- ・ 原則として事業の終期を設定し、終期が到来した事業については、廃止もしくは休止を原則とする。また、新規事業については、既存事業のスクラップを前提とする。
- ・ 地方分権の推進および民間活力の活用の観点から、県行政の責任領域、関与のあり方を検証し、市町村、民間との役割分担の明確化やNPO、ボランティアとの連携・協働等を促進する。

2 補助金の整理合理化

- ・ 過去の経緯等にとらわれることなく、個々の制度を再評価し、効果が十分に発揮されていないものや県民ニーズに適合しなくなってきたものについては、廃止、休止するとともに、奨励的補助金(国の制度等に基づく義務的な補助金以外のもの)の抑制をはじめ、高率補助金の補助率の見直し、零細低率補助金の廃止、補助対象事業の絞込みなどにより、その総額の抑制を図る。
- ・ 市町村に対する補助金については、地方分権の進展を踏まえ、役割分担の明確化の観点から見直しを図るとともに、市町村の自主性・自立性を尊重し、地域の実情に即した個性的な事業が実施できるよう補助金の統合・メニュー化、重点化を図る。

3 他会計繰出金等の抑制

- ・ 特別会計や企業会計への繰出金については、一般会計の厳しい財政状況を勘案し、定員の適正化、民間委託の推進、歳入の確保等を通じて経営の健全化、経費節減を図り、法令等の趣旨も踏まえながら、一般会計からの繰出金の縮減を図る。

【投資的経費の抑制】

投資的経費については、国の構造改革の動きを踏まながら総額の抑制を図るとともに、公共事業評価システムによる新規事業の事前評価や再評価等の実施、コスト縮減の徹底を通じて、より一層の重点化、効率化を進める。

1 公共事業等の重点化

- ・ 歳出全体に占める割合も多く、その主な財源が県債であることに鑑み、国の構造改革に伴う公共事業費の抑制等の動向を踏まえながら、その総額を抑制する。
- ・ 公共事業評価システムにより、新規事業の事前評価、一定期間継続している事業の再評価を行い、事業の必要性、優先度、費用対効果等を見極めながら、一層の重点化を図る。
- ・ 「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づき、徹底したコスト縮減を行い、効率的な事業推進を図る。

2 大規模施設整備等の見直し

- ・ 大規模施設整備については、県財政が一層厳しさを増している現状に鑑み、第2次中期事業実施計画との整合性を図りながら、政策的に優先して進めるべきもの、他施設の整備計画との整合性から整備が不可欠なもの、施設等の老朽化により整備が避けられないものなど、事業の必要性、優先度等を十分に検討し、徹底した重点化を図る。
- ・ なお、整備に当たっては、規模の縮小や段階的整備などにより経費節減を最大限に図るとともに、その財源については、電源立地特別交付金、国庫補助金、後年度交付税措置のある優良な県債の活用など、一般財源の抑制の徹底を図る。
- ・ 現有施設の耐震補強工事については、防災上の観点から優先順位を付けた上で計画的に推進する。
- ・ 民間の資金やノウハウを積極的に活用するため、PFIの効果的な導入を検討する。

【歳入の確保】

歳入面においては、地方税財源の充実確保が非常に重要であり、自主財源の主要部分を占める県税収入の確保に努めるとともに、使用料・手数料についても、適正な受益者負担の原則に基づき、県民の理解を得ながら見直しを行う。また、その他の歳入についても、積極的な確保を図る。

1 県税収入の確保

- ・ 課税の公平を期すため、課税客体の的確な把握に努めるとともに、適正な課税、申告指導の徹底等を図る。
- ・ 収入率の向上に向けて、口座振替納税の普及促進等による自主納税の促進をはじめ、徴収対策の強化、滞納処分の厳正な執行を行い、県税収入の確保に努める。特に、個人県民税については、市町村との共同滞納整理や合同研修会等を実施し、その確保を図る。

2 県有財産の有効活用

- ・ 県有財産のうち、県での利活用が見込まれないものについては、早期売却を積極的に進める。
- ・ 短期的に売却が困難なものや利用計画の具体化までに期間を要するものについては、今後の利活用や県有財産としての公益性に支障を生じない範囲で、有償貸付等の有効活用を進める。

3 使用料・手数料の見直し

- ・ 使用料・手数料については、地方財政計画、他の類似施設との均衡および物価指数等を勘案し、適正な見直しを行い、受益者負担の適正化を図る。また、県有財産の使用料等の減免措置を行っているものについては、その利用実態を踏まえて、受益者負担の適正化の観点から見直しを行う。
- ・ 原則として、前回の改定から3年を経過したものについては、改定を検討する。

4 新たな自主財源の確保

- ・ 新たな自主財源の確保を図るため、超過課税の検討や法定外新税の創設の検討を進める。

5 その他の歳入確保

- ・ 特定目的基金について、現下の金利情勢やその有効活用の観点から、果実運用型から取崩型への転換などを見直しを行い、財源としての有効活用を図る。
- ・ 貸付金について、適切な債権管理と未収債権の発生防止に努めるとともに、未収債権については個々の実情を十分に調査し、必要に応じ法的手続も活用して更なる回収を図る。

1 地方税制

- ・ 分権型社会の確立に向けて、地方税源の拡充強化を図るため、地方における歳出規模と地方税収入の乖離を縮小する方向で、国から地方への税源移譲を行うよう要請する。
- ・ 法人事業税については、税収の安定的な確保、応益税としての性格の明確化等を図るため、激変緩和や中小法人の税負担に配慮しつつ、外形標準課税を導入するよう要請する。
- ・ 電気供給業における法人事業税の安定的確保を図るため、分割基準に用いられている「発電用固定資産の価額」を、事業活動の規模を的確に反映し安定的な指標である「発電可能電力量」等に変更するよう要請する。
- ・ 原子力発電施設にかかる償却資産の税法上の耐用年数について、実際の耐用年数に沿って延長するよう要請する。

2 地方交付税

- ・ 地方交付税は、国が定めた施策を地方が実施していく財源保障機能および全国的な税源の偏在や不均衡を是正する財政調整機能を果たしており、地方分権時代にふさわしい地域ニーズに沿った行財政運営に不可欠なものであるため、その総額の安定的確保について要請する。
- ・ なお、地方交付税制度の見直しに当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえるとともに、税財源の移譲と併せて検討することを強く要請する。

3 地方債

- ・ 長期かつ低利の資金の安定的な供給に向けて、地方債制度の一層の弾力化、簡素化を図るとともに、既往の高金利の政府、公営企業金融公庫資金についての繰上償還制度の弾力的運用や借換制度の拡充など公債費軽減対策の充実について要望する。

4 国庫補助負担金

- ・ 国庫補助負担金について、地方分権推進計画の趣旨に沿って整理合理化、運用、関与の改革を推進するとともに、地方において実施することが必要な事務事業については、そのための地方一般財源を確保するよう要請する。
- ・ 単価差、数量差、対象差による超過負担が生じているのが現状であるため、その完全解消を図るよう要望する。
- ・ 国直轄事業負担金について、国直轄事業にかかる施設維持管理経費の地方負担制度を廃止するよう要請する。

財源確保の目標

1 中期財政期間中の財源確保

- ・ 平成 14 年度から平成 16 年度までの中期財政計画期間における財源不足額については、財政運営上最低確保すべき額（標準財政規模の 5 %相当額）まで基金の取崩しを行うとともに、財政健全化に向けた具体的取組みを進め、その解消に努めていく。
- ・ この財源確保の目標については、歳入、歳出における具体的方策の内容をすべて反映しているものではないが、財政の健全性を確保し、適切な財政運営を行っていくためには、この目標額を上回る実績を確保しなければならない。

【資料】 中期財政計画期間の財源確保の目標（34 ページ参照）

2 長期的な財源確保に向けた取組み

- ・ 基金残高が平成 16 年度末には必要最小限の額に減少するため、平成 17 年度以降はその財源不足を解消するため、先に示した「財政健全化への具体的方策」について中期財政計画期間以上の実績を確保していかなければならない。
- ・ このため、長期的には単年度において財源不足を生じさせない財政構造の確立を図っていく必要がある。

中期財政計画期間中の財源確保の目標

(単位：億円)

区 分	14～16年度 (一般財源ベース)	備 考
財源不足額 A	1,033	
県 の 取 組 み	内部努力の徹底	18 ・人件費の抑制 ・管理事務費等の削減 ・外郭団体等に対する財政支出の見直し
	施策の見直し	73 ・事務事業の見直し ・補助金の整理合理化 ・他会計繰出金等の抑制
	投資的経費の抑制	313 ・公共事業等の重点化 ・大規模施設整備等の見直し
	歳入の確保	291 ・県税収入の確保 ・県有財産の有効活用 ・使用料・手数料の見直し 等
	国への要望等	11
合 計 B	706	
取組み実施後 A + B	327	
基金取崩額	327	

基金残高(平成16年度末) 〔標準財政規模の5%相当額〕	126	平成13年度末見込 453億円
---------------------------------	-----	-----------------

おわりに

今日の国・地方を通じる厳しい財政状況を克服し、財政の健全性・弾力性を確保していくためには、本計画に示した方策を着実に実行していくことが重要です。

本計画に示した各種の具体的方策については、県議会をはじめ広く県民の方々の御意見をお聞きしながら、今後さらに検討を進めるとともに、必要に応じて具体的方策を明らかにし、平成 14 年度以降の予算に反映していきたいと考えています。

また、本計画の実施に当たっては、社会経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応していくことも重要であり、必要に応じて適時適切な見直しを行っていくことが必要です。

本県が 21 世紀において「生活満足度日本一・地球時代に光り輝く福井県」として発展していくためには、環境立県に向けた循環型社会の構築をはじめ、少子高齢化への対応、創造性と活力ある産業の育成、高速交通体系の整備などの重要政策課題に的確に対応していかなければなりません。そのためには、現下の厳しい財政状況を乗り越え、足腰の強い健全な財政基盤を確立していくことが不可欠であり、全庁を挙げて本計画に基づいた行財政運営に取り組んでまいります。

【用語説明】

標準財政規模の5%

- 標準財政規模とは地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、実質収支において標準財政規模の5%以上の赤字を出した場合には、地方財政再建促進特別措置法に定める財政再建計画を立てて財政再建を行う場合のほかは、建設事業等の起債を発行することができなくなる。

経常収支比率

- 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合のことで、80%が警戒ラインと言われている。

起債制限比率

- 地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合（普通交付税の算定において災害復旧費等として算入されるものおよび元利償還金が事業費補正により算入されるものを除く）の3か年の平均値であり、15%以上になると公債費負担対策の対象団体となり、20%以上になると地方債の発行が制限される。

事業費補正とは... 普通交付税の基準財政需要額（地方公共団体の標準的な財政支出）の算定に用いられる補正の一つで、公共事業費の地方負担額およびその財源に充てられた地方債の元利償還金等を指標として、その一定割合を基準財政需要額に割増算入するための補正であり、基準財政需要額と現実の財政負担との間に大きな開きを生じさせないようにするものである。

起債依存度

- 各年度における一般会計の予算規模に対する県債発行額の割合。

公債費負担比率

- 地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合のことで、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

公債費比率

- 地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合（普通交付税の算定において災害復旧費等として参入されるものを除く）であり、この比率が10%を超えないことが望ましいとされている。

臨時財政対策債

- ・ 平成 13 年度の地方財政対策において創設された地方債であり、国の交付税特別会計の財源不足を補填するために地方公共団体が発行するもの。地方財政法第 5 条の特例となる、いわゆる赤字地方債に分類される。これまで地方交付税として措置されていた一部がこの地方債に振り替えられた形となっており、元利償還金については全額後年度の地方交付税により措置されることとなっている。

P F I

- ・ **Private Finance Initiative** の略で、公共施設等の設計、建設、維持、運営について、民間の資金とノウハウを活用し効率的で質の高い公共サービスを提供しようとする事業手法のことをいう。